

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 小国町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,727	2,234	195	4,156

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,646	5,376	270	243	102	6,328	基金等から101百万円繰入
一般会計等	5,646	5,376	270	243		6,328	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	101	60	41	421	-	113	0	法適用企業
工業用水道事業会計	87	85	1	60	50	388	328	法適用企業
病院事業会計	884	999	115	1,199	184	1,332	947	法適用企業
老人保健施設事業会計	285	291	6	247	37	654	86	法適用企業
簡易水道事業特別会計	45	16	29	29	8	149	103	
下水道事業特別会計	394	389	5	5	123	2,699	2,494	
国民健康保険事業会計	928	853	75	75	50	-	-	
介護保険事業会計	884	854	30	30	138	-	-	
後期高齢者医療事業会計	95	93	2	2	41	-	-	
老人保健特別会計	109	114	5	5	9	-	-	
訪問看護特別会計	111	64	47	47	-	-	-	
公営企業会計等 計				2,110		5,335	3,958	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,145	1,137	8	8	8	-	-	
山形県自治会館管理組合	112	85	28	28	-	-	-	
山形県市町村職員退職手当組合	10,125	9,718	407	407	-	-	-	
山形県市町村交通災害共済組合	63	41	22	22	-	-	-	
置賜広域行政事務組合	5,028	4,941	87	80	453	5,571	128	
西置賜行政組合	1,413	1,402	11	11	-	960	99	
山形県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,482	1,469	12	12	14	-	-	
山形県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	114,837	112,446	2,391	2,391	1,875	-	-	
一部事務組合等 計				2,959		6,531	227	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る債務残高	当該団体からの 損失補償に係る債務残高	一般会計等繰入見込額	備考
小国町土地開発公社	2	275	5	-	-	173	-	-	
小国いきいき街づくり公社	17	585	610	15	-	-	-	-	
おくに白い森	1	50	28	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			643	15	-	173	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	451	352	99
減価基金	56	56	0
その他充当可能基金	497	603	106
充当可能基金 計	1,004	1,011	7

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	8.70	5.84	2.86	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	60.08	56.62	3.46	20.00	40.00	工業用水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	16.5	15.7	0.8	25.0	35.0	病院事業会計	-	-	-
将来負担比率	135.4	120.3	15.1	350.0		老人保健施設事業会計	-	-	-
財政力指数	0.29	0.33	0.04			簡易水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	86.0	97.5	11.5			下水道事業特別会計	-	-	-

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。